

- 税・保険・年金
- 健康・福祉
- 高齢者
- 子育て・教育
- 安全・安心
- 環境・まちづくり
- 求人・産業
- 人権・文化
- スポーツ・野外活動
- その他

環境・まちづくり

5月は消費者月間消費生活見学会

ごみの分別や環境問題を考える機会に。

日時・場所 5月17日(金)9時30分:市役所東駐車場集合・出発、10時~11時30分:なわて水みらいセンター見学、12時~13時:昼食(自費)、13時30分~15時:四交グリーンセンター見学、15時30分~16時30分:リサイクル施設かざぐるま見学、17時:市役所東駐車場到着・解散 **対象** 市内在住の人 **定員** 先着15人 **申込** 4月22日(月)9時~電話・窓口 **問合せ** 消費生活友の会事務局(消費生活センター)

下水道事業経営審議会委員を募集

市長の諮問に応じ下水道事業経営に関する事項を審議するため、学識経験者などで構成される「四條

市下水道事業経営審議会」の公募委員を募集。

定員 2人 **任期** 委嘱の日から2年間 **報酬** 会議の出席に対し市で定める額 **対象** 市内在住・在勤・在学で次の全てに該当する人①5月20日時点で未成年でない②平日日中の審議会に出席できる(年5~6回程度)③国や地方公共団体の議員や常勤の公務員でない **応募** 4月15日(月)~5月7日(火)[消印有効]応募用紙と、審議会応募動機に関する小論文800字程度(所定の用紙に記入)を持参・郵送(用紙はいずれも下水道河川課・田原支所・市ホームページで配布/提出書類は返却しません)。審査結果は5月中旬に全員に連絡。郵送先:〒575-8501 中野本町1番1号 四條市役所下水道河川課 **問合せ** 下水道河川課

水道検針に協力を

水道メーターは、大阪広域水道企業団水道事業給水条例・四條市水道事業に係る大阪広域水道企業

団水道事業給水条例施行規程により、点検や取り替えに支障がない場所に設置することが義務づけられています。また、メーターの設置場所付近に点検や取り替えに支障をきたすような物品を置くことや工作物を設けることを禁じています。違反した場合、使用者や所有者に復旧を命じることになり、履行しないときは企業団が施行してその費用を違反者から徴収することとなりますので、注意してください。

- メーターボックスの上に物を置かない
- 犬はメーターボックスから離してつなぐ
- 家の増築などでメーターボックスが屋内や床下になるときは、屋外の検針しやすい場所に移す **問合せ** 四條市水道センター総務課料金担当 ☎072(876)7302

詳しくはこちら



求人・産業

産業振興ビジョンに関するアンケート

市では令和5年度、産業振興に向けた将来像を示す「四條市産業振興ビジョン」を見直し、これに基づく具体的な取り組みや事業などを定めるアクションプランを令和6年度に策定予定です。市内産業の現状や課題の把握、実施すべき事業の抽出などを目的としたアンケートに協力をお願いします。

期間 ~4月30日(火) **対象** 主に市内事業者(農業者含む) **回答方法** 回答フォームから(紙で回答希望の場合は問い合わせを) **問合せ** 地域振興課

回答フォーム



会計年度任用職員登録者募集

繁忙期や職員に欠員が出た場合などに、登録者の中から随時採用します。

登録受付 毎月第2・4水曜日(祝日の場合は次の平日) **選考** 簡単なパソコン入力、面接(来庁日に実施) **申込** 履歴書と84円切手を貼った返信用封筒、筆記用具を持って、市役所本館2階の人事課まで。 **問合せ** 人事課

詳しくはこちら



会計年度任用職員(社会福祉法人指導監査員)募集

職務内容 社会福祉法人の指導監査に際し、会計上の問題について指導または助言を行う **要件** 社会福祉法人の会計事務に精通する公

認会計士の資格を有する者またはその他必要と認める者 **任用期間** 6月1日~令和7年3月31日のうち市が必要と認めた期間 **勤務場所** 市役所東別館1階 福祉政策課

勤務時間 指導監査開始から終了まで **報酬** 日額21,000円(費用弁償込み)※1法人あたり2日間(監査当日・終了後の結果報告) **勤務日** 都度協議の上決定(年間2法人を想定) **定員** 1人 **申込** ~5月10日(金)[必着]福祉政策課へ履歴書(写真貼付)を持参・郵送 **問合せ** 福祉政策課

会計年度任用職員(選挙事務補助)募集

登録者の募集。選挙執行の際に登録者名簿により連絡します。

登録期間 ~令和7年3月31日 **申込** 随時受け付け(市ホームページから履歴書を印刷、記入し持参/高校生可)、履歴書持参時に面接。

①期日前投票所事務:告示(公示)日の翌日~投票日前日

勤務日数 シフト制(土日祝含む) **勤務時間** 8時15分~20時15分 **給与** 1日のうち7時間45分は8,520円、時間外は時給1,374円、土日祝は時給1,484円

②投票所事務・開票所事務(投票日前・当日)

勤務日数 2日 **勤務時間** 投票所:前日午前中2時間程度、当日6時30分~20時30分、開票所:20時30分~1時間半程度(開票所事務への参加可否は選べます) **給与** 時給1,484円 **問合せ** 選挙管理委員会事務局

人権・文化

憲法週間 特設人権相談

日時 5月2日(木)13時~15時 **受付** 人権・市民相談課(実施:四條市人権擁護委員会)

5月1日~7日は憲法週間...昭和22年5月3日、民主主義の確立、基本的人権の尊重、恒久的平和の実現を基本理念とする日本国憲法が施行。第14条には「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」とあります。一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会を築きましょう。

問合せ 人権・市民相談課

ホワイエ市民ギャラリー

市民参加によるギャラリー。絵画、手工芸、写真、陶芸、折り紙など、腕自慢の作品を展示!

日時 4月27日(土)~5月6日(月・祝)9時~21時(4月30日(火)は休館/開催なし・最終日は17時まで) **場所** 市民総合センター 市民ホールホワイエ **問合せ** 市民総合センター

埋蔵文化財包蔵地内での土木工事などには届出が必要

市内では、現在57か所の埋蔵文化財包蔵地が確認されており、これらは市の歴史を知るうえで大切な文化財が地中に埋まっている場所です。貴重な文化財を守るため、文化財保護法では埋蔵文化財包蔵地内での土木工事などを行う場合、文化財保護法第93条第1項の規定により、工事着手日の60日前までに届出をすることが定められており、文化財保護のために必要な措置をとることになっています。郷土の文化財を守るためにも、理解・協力をお願いします。

●埋蔵文化財包蔵地の範囲は拡大する場合あり。詳しい場所や届出などの手続きについては問い合わせを。

●届出の様式などは、市ホームページの「申請・届出・証明書一覧」内の「歴史・文化財」の項目へ。

問合せ 文化財課

水道 10月1日からの変更

大阪広域水道企業団では、平成29年4月から四條市の水道事業を引き継いで実施し府内13の水道センターを運営していますが、サービス向上・経営効率化を図るため運用方法の統一を進めています。これにより、10月から次の2点について変更が生じます。

変更① 水道料金などの検針、支払い時期(下水道使用料も同様)

検針 1日~15日前後 **口座振替日** 検針の翌月18日 **納付書支払期限** 検針の翌月18日

●そのほかの変更

使用者番号(お客さま番号)、検針のお知らせや納入通知書などのデザイン、特別な場合の料金計算、クレジットカード払いの追加、使用水量や料金のデータを「見える化」

詳しくはこちら



問合せ 四條市水道センター ①総務課 ②工務課 ☎072(876)7402

変更② 給水装置工事の手数料など

市内で水道を新たに引く・改造する場合などに必要となる給水装置工事の手数料や施行基準 **手数料** 段階的に変更、令和8年10月から全水道センターで手数料を統一

施行基準(給水方式)

直結直圧式の対象拡大、直結増圧式の採用

詳しくはこちら

